

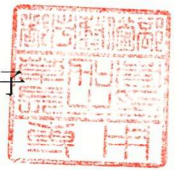
草加市告示第654号

公募型プロポーザル方式によるシティパーキングアコス指定管理に係る
提案手続開始の公告

シティパーキングアコスについて、公募型プロポーザル方式により指定管理者を公募するので、次のとおり公告する。

令和8年（2026年）8月31日

草加市長 瀬戸 百合子



※ 本案件は草加市公契約基本条例の適用対象案件となる。

1 名称

シティパーキングアコス指定管理

2 業務概要

シティパーキングアコスの指定管理

（詳細は、シティパーキングアコス指定管理業務仕様書による。）

3 指定期間

令和9年（2027年）4月1日から令和12年（2030年）3月31日まで
（3年間）

4 応募資格

応募資格は、次の全ての要件を満たす法人その他の団体とします。

- (1) 過去3年間で地下駐車場施設の管理実績があること。
- (2) 指定期間中、安定的に当該施設を管理運営する能力を有し、かつ、施設の機能を効果的・効率的に達成することができること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定により、一般競争入札等の参加を制限されていないこと。
- (4) 草加市から指名停止又は指名除外措置を受けていないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなさ

れていないこと。

- (6) 地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがある場合、当該取消しを受けてから5年を経過していること。
- (7) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）でないこと。
- (8) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団の構成員等」という。）の統制下でないこと。
- (9) その代表者等（法人にあってはその役員（非常勤を含む。）及び経営に事実上参加している者を、その他の団体にあってはその代表者及び運営に事実上参加している者をいう。）が暴力団の構成員等でないこと。
- (10) 市区町村税、都道府県税及び国税を滞納していないこと。

5 担当部署（提出先）

草加市都市整備部都市計画課地区拠点整備係

〒340-8550 草加市高砂一丁目1番1号

電話：048-922-0183（直通）

FAX：048-922-3148

E-mail：toshikeikaku@city.soka.saitama.jp

6 関係書類等

(1) 交付方法

関係書類は、都市計画課での手渡し又は草加市ホームページからダウンロードしてください。

関係書類
募集要領
シティパーキングアコス指定管理業務仕様書
【様式1】現場説明会申込書
【様式2】質問書
【様式3-1】指定管理者指定申請書
【様式3-2】指定管理者指定申請書（共同事業体による申請）
【様式4】指定管理者申請者代表者・役員名簿
【様式5】暴力団排除に関する誓約及び同意書
【様式6】共同事業体担当者連絡票

【様式 7】団体概要
【様式 8】管理運営業務実績報告書
【様式 9】事業計画書作成要領・表紙ひな型
【様式 10-1】収支計画書
【様式 10-2】収支計画書作成要領

(2) 交付期間

令和 8 年（2026 年）8 月 31 日（月）から同年 10 月 5 日（月）午後 5 時まで

(3) 手続

「シティパーキングアコス指定管理者募集要領」のとおりとする。

7 スケジュール

手続開始の公示	令和 8 年 8 月 31 日（月）
募集要領等の公表	令和 8 年 8 月 31 日（月）
質問書の提出期間	令和 8 年 8 月 31 日（月）～令和 8 年 9 月 16 日（水）
質問書の回答	令和 8 年 9 月 28 日（月）
申請書類の提出期間	令和 8 年 9 月 28 日（月）～10 月 5 日（月）
第 2 回選考委員会開催 （書類審査、評価表の 確認、プレゼンテーシ ョンの実施方法の検 討）	令和 8 年 10 月上旬～中旬 ※日時・会場については調整中
事業計画書・収支計画 書の提出期間	令和 8 年 10 月中旬
第 3 回選考委員会開催 （プレゼンテーション 及びヒアリングの実 施）	令和 8 年 10 月下旬 ※日時・会場については調整中
選考結果通知	令和 8 年 11 月上旬
指定管理者の指定	令和 8 年 12 月中
指定期間の開始	令和 9 年 4 月 1 日